



# 生命保険約款解説

FP 教育研究所セミナー

この資料は FP 教育研究所主催のセミナーの資料です。

杉山 明

2009/12/23

## 1. 普通保険約款に記載されていること

普通保険約款とは・・・

保険業法

(免許申請手続)

第四条 前条第一項の免許を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した免許申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

(中略)

2 前項の免許申請書には、次に掲げる書類その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

一 定款

二 事業方法書

三 **普通保険約款**

四 保険料及び責任準備金の算出方法書

保険業施行規則

(普通保険約款の記載事項)

第九条 免許申請者は、次に掲げる事項を法第四条第二項第三号 に掲げる書類に記載しなければならない。

一 保険金の支払事由

二 保険契約の無効原因

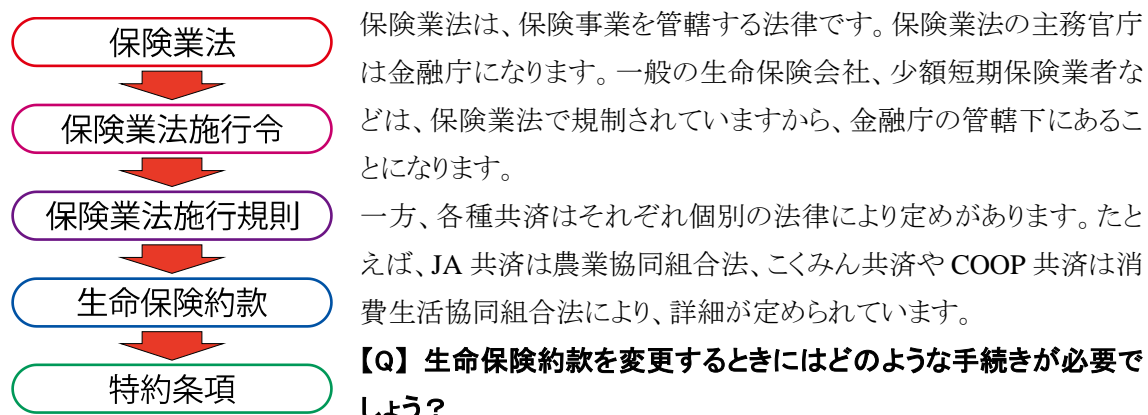
三 保険者としての保険契約に基づく義務を免れるべき事由

四 保険者としての義務の範囲を定める方法及び履行の時期

五 保険契約者又は被保険者が保険約款に基づく義務の不履行のために受けるべき不利益

六 保険契約の全部又は一部の解除の原因及び当該解除の場合における当事者の有する権利及び義務

七 契約者配当(法第一百四十四条第一項 に規定する契約者配当をいう。以下この章から第五章まで及び第十二章において同じ。)又は社員に対する剰余金の分配を受ける権利を有する者がいる場合においては、その権利の範囲



実際の普通保険約款に記載してある内容【例】

【東京海上日動あんしん生命】

項目	分類	項目	分類
1. 保険金の支払	保険金	13. 保険金の受取人	保全
2. 保険料払込の免除	保険料	14. 保険契約者	保全
3. 会社の責任開始期	契約時	15. 年齢の計算ならびに契約年齢 および性別の誤りの処理	保全
4. 保険料の払込	保険料	16. 契約者配当の積立、割当および 支払	保全
5. 保険料払込の猶予期間および保 険契約の失効	保険料	17. 時効	保全
6. 保険料の振替貸付	保険料	18. 被保険者の業務、転居および旅 行	保全
7. 保険契約の復活	保全	19. 管轄裁判所	保全
8. 詐欺による無効等	保全	20. 契約内容の登録	保全
9. 告知義務および保険契約の解除	契約時	21. 保険料の一部一時払の特則	保険料
10. 解約および解約返戻金	解約	22. 保険料の払込完了の特則	保険料
11. 契約内容の変更	保全	23. 保険料のステップ払込方式の特 則	保険料
12. 契約者貸付	保全	24. 保険料の中途一部一時払の特 則	保険料

【Q】普通保険約款に書かれていないことはどこに書かれているでしょう？また、保険契約者の保護はどのように図られているでしょう

---



---



---

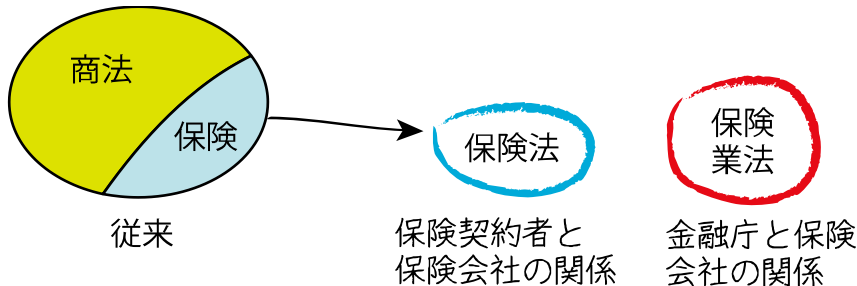
## 2. 保険法の成立・施行(H22.4.1～)

従来、商行為としての保険に関する規定は、商法の一部であった。それを、平成 20 年に特別法として、新たに「保険法」を成立させた。保険法は、平成 22 年 4 月から施行される。その内容の一部は、既契約にも遡及して適用<sup>1</sup>される。

保険法の特徴は、

1. 共済契約にも適用範囲を拡大した
2. 疾病傷害保険に関する規定を新設した
3. 保険契約者の保護を明記した
4. 保険金受取人の変更ルールを整備した
5. モラルリスクの防止について明記した

などである。



保険法と保険業法は、対象が異なります。

遡及して既契約にも適用される条項は下記の通りです。

### □ 保険金の支払時期

調査等がある場合でも、保険金を一定の期間内に支払うことを約款に明記します。

一般的な確認事項については「45 日」、特別な手続きがある場合でも「180 日」以内に保険金を支払うことを明記する予定<sup>2</sup>です。もし、この期間を超えて保険金の支払いが遅れたときは、遅延利息が発生することになります。

### □ 重大事由による解除

従来各社の普通保険約款には含まれていましたが、保険法に明記されました。

### □ 保険金等の受取人による保険契約の存続

保険契約の利害関係者が、債権を回収するために保険契約を解約する場合があります。子のように、一定の条件の下、保険金受取人が契約を存続させることができるようになりました。

各社の普通保険約款は、平成 22 年 4 月以降変更されると考えられます。

<sup>1</sup> 一般的に法令の変更が行われても、過去の契約に遡及して適用されません。保険約款や特約条項の変更の場合も同様です。ただし、その変更を遡及して適用しなければ、既存の保険契約者等に不利益が及ぶようなときには、過去に遡って適用される場合があります。

<sup>2</sup> 日本生命「NISSAY 2009」より